

改正の概要

(1) 高知県沿岸漁業経営再建特別資金利子補給要綱

○県税の滞納がないことの追加（第4条、第5条、第10条）

第4条及び第5条において、再建特別資金を借り入れることができる者（対象漁業者）及び融資機関の要件に県税の滞納がないことを追加するとともに、第10条に対象漁業者及び融資機関の納税証明書の添付を追加

○元号の削除

別記第1～14号様式において、「平成」の記述を削除